

平成30年度地域包括支援センター運営方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活をおくるため、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することにより地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターを中核に据え日常生活圏域ごとの支援体制を推進する。

1. 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、センター職員の質の向上を図ると共に適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。

市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。

2. 介護予防の推進

要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。

高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、「住民主体の通いの場づくり」を推進する。

3. 認知症施策の推進

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を受け、日常生活圏域ごとの社会資源把握、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを図る。

4. 地域ケア会議（個別会議）の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進

地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。

また、総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護 1、2 を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。

5. 総合的な相談支援の確立

高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。

6. 高齢者の権利擁護の推進

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。

7. ケアマネジメントの質の向上・平準化

高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。

介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。

8. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援

地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。

平成30年度 地域包括支援センター運営活動計画書

鶴岡市社会福祉協議会

地域包括支援センター名:

地域包括支援センター

管理者名:

佐藤 律子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 随時 年1回 年2回 年度内	○関連研修等へ積極的に参加し、法人のガイドラインに沿った目標設定、運営活動計画を確認しながら、機能の強化を図る。 ○各センター間及び関連機関の協力体制を確認・評価し、体制整備を進める。 ○電子会議室やメールを活用し、センター内で速やかな情報共有を図る。 ○地域行事やサロン、会議の場を利用し、パンフレット等を活用し広く周知を図る。	随時 随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。 また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等の内部研修 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)	随時 随時 随時 定期 随時	○情報整理・理解のうえ個別性に配慮したマネジメントを心がける。 ○推進担当者等と連携し、地域の進捗状況に合わせ、独自事業や予防講座の活用、情報提供等を継続する。 ○研修の実施、参加及び自主研修等を継続する。 ○担当毎に地域課題の把握に努め、生活支援コーディネーターや推進担当者等で共有する。 ○更新した地域資源情報、マニュアル等、多職種による助言、ケアプラン点検結果報告書等を活用する。	随時 随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3. 認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	①認知症サポーター養成講座の開催	随時	○地域ケア推進担当者や関係機関と協働して、認知症サポーター養成講座や地域に応じた認知症研修会等を継続実施し、地域住民の理解促進を図る。	随時
		②認知症ケアパスの活用	随時		
		③認知症連絡箋の活用	随時	○徘徊SOSネットワークとの連動や物忘れ相談医の周知と共に、連絡箋による早期受診の勧奨とスムーズな相談対応を行う。	随時
		④認知症を理解する教室の開催	年4回		
		⑤認知症カフェの開催	毎月	○地域住民や関係者に対して各種事業の周知と連携を図り、認知症の方と介護者の状況に応じた情報提供を心がける。	随時
		⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施	随時		
		⑦認知症初期集中支援事業の開催	随時	○認知症初期集中支援チーム等、関係者との連携を継続し、事例に応じた対応を心がける。	随時
		⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか	随時	○地域での認知症カフェの開催や立ち上げに向けての支援を行い、地域のネットワーク構築と地域づくりに努める。	年度内
		⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時		
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。</p>	①地域ケア推進合同会議の開催	4/20	○地域での取り組みや事例を通じ、地域課題の把握と情報共有に努め、地域関係者や関係機関との連携強化を図る。	随時
		②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催	随時	○地域ケア個別会議の実施により、多職種間での連携を図り、自立支援や課題解決に向けた支援と評価を継続する。	随時
		③医療と介護の連携推進企画会議の開催			
		④医療と介護の連携研修会の開催	年2回	○把握した地域課題等を集約し、市介護保険計画策定や介護予防事業に活用されるよう提言する。	随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	<p>①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>○本センター、支所間での情報共有と連携を細やかにを行い、専門職種が協働し、相談受付機関としての機能の充実を図る。</p> <p>○支援困難ケースは、個別会議や専門職会議等を活用し、解決に向けた取り組みや対応後の振り返りを行い、対応力の向上を図る。</p> <p>○民協定例会や地域内関係組織との連携から、要援護者に関する情報共有や個別支援を行う。</p> <p>○各種パンフレットやチラシを活用し、地域活動や関係機関を通じて相談窓口の周知を行う。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①社会福祉士資質向上研修会の開催	<p>年1回</p>	<p>○社会福祉士による事例の内部検討会(振り返りも含む)を定例化し、質の向上を図る。</p> <p>○地域住民・関係機関等に向けて、高齢者虐待防止や消費者被害防止等について周知を行う。</p>	<p>月1回程度</p> <p>随時</p>
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	<p>①介護支援専門員の相談窓口の設置</p> <p>②介護支援専門員スキルアップ研修の開催</p> <p>③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催</p> <p>④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援</p> <p>⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援</p>	<p>随時</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>随時</p> <p>通年</p>	<p>○事業所訪問を継続実施し、地域包括支援センターの体制や機能の周知を図り、事業所との連携を強化する。</p> <p>・介護支援専門員の相談窓口の周知</p> <p>・ケアプラン点検実施状況の確認</p> <p>・支援困難事例等マニュアルの活用方法周知</p> <p>○介護支援専門員スキルアップ研修と、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の研修の企画運営を行い、資質向上を図る。</p>	<p>随時</p> <p>通年</p>

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
8.災害時要援護 高齢者の把握と 救援支援	地域防災組織等で作成する要 援護高齢者の災害時避難支援 体制・救援体制について情報 収集し支援する。	①災害時避難場所の周 知と避難支援体制の確 認 ②地震、風水害などの災 害時の支援	随時・ 通年	○各地域、町内会等における防災体制及 び支援体制等について把握する。 ○地域の実情に合わせて関係機関との連 携に努め、ハザードマップ及び一次二次 避難所等の情報を更新する。	随時 随時

平成30年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名: 地域包括支援センターつくし 管理者名: 長谷川 典子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施</p> <p>②センター職員の相談支援体制の整備</p> <p>③地域包括支援センターヒアリング</p> <p>④地域包括支援センター運営協議会の開催</p> <p>⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>年1回</p> <p>年2回</p> <p>年度内</p>	<p>①他地域包括支援センターでの事例をもとに、相談の支援方法を再検討し、スキルアップを図る。</p> <p>②対応した事例に対して振り返りカンファレンスを行う。</p> <p>③職員の資質向上のために研修会へ参加し伝達講習等により知識の共有を図る。</p>	<p>月1回</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
2. 介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施</p> <p>②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大</p> <p>③保健師等の内部研修</p> <p>④自立支援型地域ケア会議の開催</p> <p>⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>定期</p> <p>随時</p>	<p>①地域における住民主体の通いの場づくりのために、担当地区保健師及び住民と連携を図り健康講座等の企画・運営を積極的に行う。</p> <p>②要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者の状況を確認し、委託先の居宅介護支援事業所と連携を図り、生活機能の改善を実現するための適切なサービスの調整や介護予防事業へ繋げる。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3. 認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症カフェの開催</p> <p>⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施</p> <p>⑦認知症初期集中支援事業の開催</p> <p>⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか</p> <p>⑨つるおかオレンジ手帳の活用</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年4回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>①介護予防教室で、認知症予防講座を行い、正しい情報を伝え専門医またはもの忘れ相談医への早期受診へ繋げる。</p> <p>②認知症高齢者及びその家族に対し、適切な支援が受けられるよう認知症関連事業の普及啓発に努める。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催</p> <p>②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催</p> <p>③医療と介護の連携推進企画会議の開催</p> <p>④医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>4/20</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年2回</p>	<p>①地域ケアネットワーク会議を学区・地区社会福祉協議会と連携し開催、地域の課題について共通認識を図る。</p> <p>②地域ケア推進担当者で助け合いの仕組みづくりを支援していく。</p> <p>③自立支援型地域ケア会議を通して、地域の課題を把握し情報共有を図る。</p> <p>④地域ケア個別会議を随時行い、地域住民同士の助け合いの輪を広げる。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	①関係機関と連携、情報共有を図り、協働での対応に努め課題の解決に取り組む。 ②担当地区民生児童委員の定例会へ参加し、連携強化を図る。 ③子に障害等のある世帯及び高齢者世帯へ訪問し、要援護高齢者の早期発見に努め継続的支援を行う。	随時 随時 上半期
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながらない方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①社会福祉士資質向上研修会の開催	年1回	①地域ケアネットワーク会議等でパンフレットを配布し、成年後見制度の周知を行う。 ②成年後見制度に関する講座を開催し、利用促進を図る。 ③民生児童委員の定例会や一人暮らし等の会食交流会へ参加し、高齢者虐待防止と消費者被害防止等についての周知を行う。 ④地域ケアネットワーク会議等で相談対応事例の報告やパンフレットを活用しながら権利擁護の周知を図る。	随時 随時 随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①指定介護予防ケアマネジメント業務を委託している居宅介護支援事業所との意見交換会を行い、情報を共有し相談しやすい関係づくりを図る。	下半期

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業		
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・ 通年 ①市の災害対策マニュアルを確認 ②担当地区の防災体制について情報収集を行う。 ③民生委員と介護支援専門員と連絡をとり、速やかに情報交換を行い災害対策マニュアルに沿って対応する。 ④災害対策マニュアルを年度末更新する。	上半期 上半期 随時 下半期

平成30年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名: 健康園地域包括支援センター 管理者名: 大戸一憲

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施</p> <p>②センター職員の相談支援体制の整備</p> <p>③地域包括支援センターヒアリング</p> <p>④地域包括支援センター運営協議会の開催</p> <p>⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>年1回</p> <p>年2回</p> <p>年度内</p>	<p>・地域包括支援センター基礎研修、各専門職研修、外部研修への積極的参加。センター内研修、定期的な事例検討の実施。</p> <p>・学区担当制で職員を配置し、センター内で情報共有する。相談に対し適時対応、または各種制度につなぐ等、関係機関と連携する。</p> <p>・鶴岡市の運営方針をふまえ事業を行い、事業所内では業務運営自己評価をもとに評価・点検を行う。</p>	<p>随時 毎月 年8回</p> <p>週1回 随時</p> <p>年2回</p>
2. 介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施</p> <p>②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大</p> <p>③保健師等の内部研修</p> <p>④自立支援型地域ケア会議の開催</p> <p>⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>定期</p> <p>随時</p>	<p>・第一学区、第四学区の地域住民に対し一般介護予防講座を開催し住民主体の健康作りの啓発に努める。</p> <p>・一般介護予防講座を開催。介護予防講座開催の拡大を図るため前年度行っていない町内で開催できるよう働きかける。</p> <p>・自立支援型地域ケア会議に参加し専門職の意見から介護予防の視点を学び担当地域のケースに活かす。</p> <p>・地域住民に対しいきいき百歳体操を勧めていく。</p>	<p>7月～10月 随時</p>

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3. 認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	①認知症サポーター養成講座の開催	随時	・認知症サポーター養成講座開催を地域に働きかけ開催につなげる。また、地域ケア推進担当者と地域の関係機関と連携し小学校での開催を予定している。	年4回
		②認知症ケアパスの活用	随時		
		③認知症連絡箋の活用	随時	・認知症の方と家族にとって居心地の良い居場所作りと情報交換の場としての交流を目的に認知症カフェを開催する。	毎月1回
		④認知症を理解する教室の開催	年4回	また、認知症ケアの体制作りや情報発信の拠点となるように努める。	
		⑤認知症カフェの開催	毎月	・認知症または認知症と疑われる高齢者が適切な医療・介護につながるよう、認知症初期集中支援事業の啓発等相談に対応する。	随時
		⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施	随時		
		⑦認知症初期集中支援事業の開催	随時	・認知症の相談に認知症ケアパス、オレンジ手帳、連絡船を積極的に活用する。	随時
		⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか	随時	地域の機関や認知症サポーター養成講座等で認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおかの利用の啓発することにより、早期対応、発見につなげる。	随時
		⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時	・地域ケア個別会議等を通して、認知症や支援の必要な独居高齢者の見守り体制を整備し、高齢者にとって住みやすい地域作りに努める。	

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催</p> <p>②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催</p> <p>③医療と介護の連携推進企画会議の開催</p> <p>④医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>4/20</p> <p>随時</p> <p>年2回</p>	<p>・地域ケア推進担当者会議を計画的に開催し、地域課題の把握、事業の進め方を協議し、個別ケースにおいては情報共有を図り必要に応じてチームで検討する。</p> <p>・地域ケア個別会議や1学区、4学区それぞれの地域課題を把握しネットワークの構築・連携の強化を図る。</p>	通年
5. 総合的な相談支援の確立	<p>高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。</p>	<p>①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>・各種研修に参加し専門職としての資質向上に努め、センター内ではチームとして検討、関係機関とはそれぞれの役割を理解し連携を図る。</p> <p>・民協定例会において、情報交換、共有をし要援護高齢者の情報、相談が入りやすいようにする。</p> <p>・地域に出向いた際、総合相談窓口としてのPR、周知活動を行う。</p>	通年
6. 高齢者の権利擁護の推進	<p>地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。</p>	<p>①社会福祉士資質向上研修会の開催</p>	<p>年1回</p>	<p>・民協定例会において成年後見制度利用促進、高齢者虐待防止、早期発見の啓発を行う。</p> <p>・地域サロンにおいて、消費者被害予防及び成年後見制度の啓発を行う。</p> <p>・専門研修への参加。</p>	<p>11月</p> <p>随時</p> <p>随時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
7. ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	・担当地域の居宅介護支援事業所を訪問し、地域や介護支援専門員の課題の把握に努める。また、情報交換等を行い連携の強化に努める。 ・居宅介護支援事業所からの支援困難ケースの対応は、マニュアルに沿って関係機関と連携し、解決に向けて支援する。 ・自立支援型地域ケア会議に参加し、地域の課題、介護支援専門員の課題の把握に努める。	10月 通年
8. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	・第四学区では地域住民と事業所が連携を図ることで顔の見える関係を作り、要支援者の把握に努める。 ・第一学区では、振興会が行っている住み良い地域づくり推進事業に参加。関係機関と連携し支援体制について共有する。 ・災害時の安否確認	通年発生時

平成30年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 永寿荘地域包括支援センター 管理者名： 清和ゆう

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 随時 年1回 年2回 年度内	①包括外部の研修会参加や包括内部の伝達研修を実施し職員の資質向上を図る。 ②3職種がチームとして関わり、包括内でケース検討しながら、必要な関係機関と連携を図り適切な相談支援を行う。 ③民協の定例会など地域関係機関に足を運び、顔の見える関係構築に努める。 ④ホームページでセンター情報の公開をする。また地域に出向き、ちらし等を使用して、地域包括支援センターの周知活動を継続的に行う	随時 通年 随時 通年
2. 介護予防の推進	高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。 また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等の内部研修 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)	随時 随時 随時 定期 随時	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施、及び委託ケースのマネジメント支援 ②サロンの立ち上げに向けた取り組みや介護予防講座の実施を拡げ、地域に通いの場を増やす取り組みをする。(百歳体操の後方支援) ③自立支援型地域ケア会議で事例提供し、各自のマネジメント力の向上に努める。また、他ケアマネ事例の会議を傍聴することで専門職のアドバイスを参考に委託ケースの自立支援を促す。 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施に向け、研修等に参加し、委託ケアマネに伝達できるように包括職員の資質向上を図る。	通年 通年 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3. 認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症カフェの開催</p> <p>⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施</p> <p>⑦認知症初期集中支援事業の開催</p> <p>⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか</p> <p>⑨つるおかオレンジ手帳の活用</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年4回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>①認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい知識習得と対応力をアップすることで地域内での早期発見・支え合う地域づくりに繋ぐ。</p> <p>②認知症ケアパスについて包括内で活用方法を再確認し、効果的な活用を勧める</p> <p>③認知症等の連絡箋を活用し、医療に繋ぐことで早期発見、早期治療に繋ぐ。</p> <p>④認知症を理解する教室・認知症カフェなど必要に応じ参加推奨することで認知症の人や家族の正しい病気理解や在宅生活の継続の方法として役立ててもらう。</p> <p>⑥包括で支援困難と判断したケースは早期に初期集中チームに繋ぎ適切なアドバイスの元、支援を行う。</p> <p>⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおかの活用(ファイルの整理を行う)</p> <p>⑦認知症の人や家族の個別相談を受ける際には認知症関連の事業等の紹介をしながら、個別に支援を検討し、地域で安心して暮らし続けるために迅速に対応をする。</p>	<p>随時</p> <p>上半期</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年度内</p> <p>随時</p>
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催</p> <p>②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催</p> <p>③医療と介護の連携推進企画会議の開催</p> <p>④医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>4/20</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年2回</p>	<p>①地域ケア推進担当者会議を毎月開催し、課題の把握や情報交換、個別ケースの検討を行う。</p> <p>②地区社協と連携し地域ケア会議や地域ケアネットワーク会議を開催し、地域のネットワーク構築のための支援を継続して行う。また地域課題を把握する。学区と連携する方法について、他包括から情報収集をしていく。</p> <p>③地域ケア個別会議や自立支援型地域ケア会議で検討する個別課題を通して、地域課題の把握に努め、課題解決に向け、必要な地域支援を行う。</p> <p>④医療と介護の連携研修会等に参加する。</p>	<p>月1回・適宜</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年2回</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業		
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年 ①担当地域の災害時避難場所の確認と周知(独居・高齢者夫婦世帯) ②市で行う支援方法を再度確認し、災害時対応マニュアルの見直しをする。	通年 年度末

平成30年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名: しおん荘地域包括支援センター 管理者名: 佐藤 瑞紀

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 随時 年1回 年2回 年度内	・包括内部、外部研修への参加を積極的に行い、センター職員としての資質向上に取り組む。 ・職員個々が活動計画に伴う具体的な業務内容を定め、評価点検を行いながら達成できるよう努める。 ・市の運営方針を指針とし、センター内の評価点検を行う。 ・センターの取組みや周知は、法人広報や地域回覧、ブログ等、あらゆる機会を活用する。	随時
2. 介護予防の推進	高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。 また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等の内部研修 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)	随時 随時 随時 定期 随時	・住民の集う場へ積極的に出向き、介護予防の普及啓発や「通いの場」等の立ち上げ勸奨支援を行う。また、地域住民や関係団体、関係機関と連携し、要支援者の早期発見に努める。 ・自立支援型地域ケア会議の場を活用し、個々のケアマネジメント力の向上に努める。 ・担当地域内の地域資源やインフォーマルサービスやサービスB.Cの活用等も含め、個々の対象者にあわせて自立支援にむけたケアマネジメントに努める。	随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3. 認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症カフェの開催</p> <p>⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施</p> <p>⑦認知症初期集中支援事業の開催</p> <p>⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか</p> <p>⑨つるおかオレンジ手帳の活用</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年4回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>・地域ケア推進担当者と連携しながら、様々な機会や世代間を通して、認知症サポーター養成講座を開催できるように働きかける。</p> <p>・情報連絡箋とケアパスの活用。</p> <p>・認知症患者家族が相談しやすいように地域ケア推進担当者で情報共有し、役割分担しながらアプローチする。</p> <p>・認知症徘徊SOS登録事業の支援。</p> <p>・オレンジ手帳の活用についてセンター内で共有する。</p> <p>・認知症初期集中支援事業の参加。</p> <p>・認知症地域支援推進員としての活動内容を検討しながら、キャラバンメイトの市民団体と連携する。</p>	随時
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催</p> <p>②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催</p> <p>③医療と介護の連携推進企画会議の開催</p> <p>④医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>4/20</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年2回</p>	<p>・各担当区地域ケア推進担当者会議開催し、地域ケアネットワーク構築の進捗状況や地域課題の把握や検討。</p> <p>・地域ケア個別会議から個の課題解決と地域の課題を把握し、地域住民と情報共有する。</p> <p>・小単位圏域での地域ケアネットワーク会議、住民座談会等の開催働きかけを行う。</p> <p>・連携研修会等の参加。</p> <p>・担当地域の地域課題を生活支援コーディネーターに伝達できるよう集約する。</p>	随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	<p>①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>・多様な相談に対して、チームで情報共有や検討を行いながら、適切な関係機関につなぐ等の連携をはかる。</p> <p>・民協定例会に出席し、要援護高齢者の情報共有・支援を迅速に行う。</p> <p>・担当圏域の様々な方面に向けてセンターの周知をはかり、地域住民の身近な総合相談窓口の拠点を目指す。</p>	随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①社会福祉士資質向上研修会の開催	年1回	<p>・支援困難な相談に対応できるよう、専門職の研修会開催し、資質向上を図る。</p> <p>・担当区の民生委員や地域の関係機関、介護サービス事業所に高齢者虐待や権利擁護の周知や研修会を積極的にを行い、高齢者の権利擁護のための支援を行う。</p> <p>・駐在所や関係機関と連携し、消費者被害や虐待等の権利擁護関連の情報共有や周知を行う。</p>	随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	<p>①介護支援専門員の相談窓口の設置</p> <p>②介護支援専門員スキルアップ研修の開催</p> <p>③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催</p> <p>④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援</p> <p>⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援</p>	<p>随時</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>随時</p> <p>通年</p>	<p>・専門職定例会に参加し、個別ケースや事例検討から介護支援専門員のニーズを把握し、関係機関の社会資源の情報と提供し連携体制構築に努める。</p> <p>・ニーズに応じて事業所との事例検討会の企画提案・開催し、情報交換や参加者の資質向上を図る。</p> <p>・事業所に訪問し、担当圏域の介護支援専門員と相談しやすい関係づくりに努める。</p> <p>・支援困難事例については、課題の把握を的確に行い、相談票を用いてサポート内容を検討しながら相談に対応する。</p> <p>適切な助言ができるように、日頃の情報収集や研修会等に参加し、資質向上を目指す。</p>	随時 6月

重点事項	重点活動方針	具体的事業		
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年 ・災害時に安否確認が必要な要援護者の検討と台帳作成。 ・法人全体で取り組んでいる災害時BCP(事業継続計画)の内容確認。 ・担当圏域のハザードマップを事業所内に提示し、災害時の避難経路の確認をする。	5月 必要時

平成30年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターふじしま 管理者名： 小野寺 陽子

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 随時 年1回 年2回 年度内	①外部の研修会へ積極的な参加 ②法人、センター内での勉強会・事例検討、研修の報告等常に情報と知識の共有を図る ③毎朝のミーティングでケースの情報共有と検討を行う ④広報発行(全戸配布)にて情報発信 ⑤法人ホームページを活用し情報を発信	随時 随時 毎日 7月・2月 随時
2. 介護予防の推進	高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。 また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等の内部研修 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)	随時 随時 随時 定期 随時	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②介護予防教室の積極的開催及び拡大 ③自立支援型地域ケア会議への参加 ④通いの場作りの宣伝活動と支援	随時 随時 4月・10月 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
3. 認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症カフェの開催</p> <p>⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施</p> <p>⑦認知症初期集中支援事業の開催</p> <p>⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか</p> <p>⑨つるおかオレンジ手帳の活用</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年4回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>①認知症に関する個別相談の対応</p> <p>②認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>③認知症関連事業の情報提供</p> <p>④認知症連絡箋の活用</p> <p>⑤認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおかの情報提供と活用</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催</p> <p>②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催</p> <p>③医療と介護の連携推進企画会議の開催</p> <p>④医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>4/20</p> <p>随時</p> <p>年2回</p>	<p>①つながり会議(推進担当者)開催</p> <p>②ふじしま地域ケア会議開催</p> <p>③地域ケア個別会議の開催</p> <p>④各生活圏域毎のつながり会議(地域ケアネットワーク会議)開催</p> <p>⑤医療介護連携研修等への参加</p> <p>⑥生活支援コーディネーターと連携</p>	<p>毎月</p> <p>毎月</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>10月～</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実に図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	<p>①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>①各種相談の受付とチームによる迅速な対応</p> <p>②民協定例会や地域ケア会議にて情報共有</p> <p>③多方面にセンターの周知を図り相談支援につなげる</p>	<p>随時</p> <p>毎月</p> <p>随時</p>
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①社会福祉士資質向上研修会の開催	年1回	<p>①広報発行や地域活動を通し権利擁護の普及啓発を行う</p> <p>②関係各機関との連携、協働による要援護者の支援</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	<p>①介護支援専門員の相談窓口の設置</p> <p>②介護支援専門員スキルアップ研修の開催</p> <p>③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催</p> <p>④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援</p> <p>⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援</p>	<p>随時</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>随時</p> <p>通年</p>	<p>①困難事例等介護支援専門員の相談対応</p> <p>②個別ケア会議の開催による介護支援専門員への支援</p> <p>③居宅介護支援事業所に対する情報提供</p> <p>④事例検討会の開催</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業		
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	①災害時の要援護者の安否確認 ②災害時マニュアルの作成	随時 随時 通年

平成30年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターかみじ荘

管理者名： 長南 くに子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 随時 年1回 年2回 年度内	・関係機関で行われる研修等に積極的に参加し自己研鑽に努める。 ・研修や専門職会議参加後は必ず伝達講習を実施し、職員の資質向上を図る。 ・法人目標管理シートで個々の職務目標を設定し達成できるよう努める。 ・法人広報誌の活用や地域に出向きセンターの周知活動を継続的に実施する。	随時 随時 8月まで設定 随時
2. 介護予防の推進	高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。 また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等の内部研修 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)	随時 随時 随時 定期 随時	・要支援認定者、事業対象者の自立支援に資したマネジメント行う。 ・自立支援型地域会議において、専門職の意見を参考にし、マネジメント力の向上に努める。 ・「住民主体の通いの場づくり」は、立ち上がった団体に継続支援を行い、さらに普及するよう関係機関と連携協力する。 ・地域に出向きサロン等で介護予防の啓発を行う。	随時 4月、11月 適宜 開催時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3. 認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症カフェの開催</p> <p>⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施</p> <p>⑦認知症初期集中支援事業の開催</p> <p>⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか</p> <p>⑨つるおかオレンジ手帳の活用</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年4回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>・認知症サポーター養成講座を開催し、住民に認知症の理解を得られるようにする。</p> <p>・認知症相談には認知症ケアパスガイドブックを用いてわかりやすく説明し、適切な介護サービスに繋ぐ。</p> <p>・認知症連絡箋を活用し認知症が疑われる高齢者が早期に受診できるよう働きかける。</p> <p>・徘徊SOSネットワーク事業の登録支援。</p> <p>・認知症初期集中支援事業に関し、支援対象者に該当する場合や包括で認知症支援の困難ケースを繋ぎ支援方法等の助言をもらう。</p>	<p>通年</p> <p>通年</p> <p>通年</p> <p>通年</p> <p>通年</p> <p>通年</p> <p>通年</p>
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催</p> <p>②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催</p> <p>③医療と介護の連携推進企画会議の開催</p> <p>④医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>4/20</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年2回</p>	<p>・地域ケア推進担当者会議は定期的に開催し、地域課題の把握と情報交換を行う。</p> <p>・民生委員と要援護者の情報交換を行い、潜在要援護者の発見や必要な支援に備えて、地区ごとに地域ケアネットワーク会議を開催する。</p> <p>・地域ケア個別会議は、早期の課題解決に向け多職種で関わり支援にあたる。</p>	<p>毎月</p> <p>年4回</p> <p>随時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実に努める。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	<p>①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>・羽黒庁舎相談のワンストップ化により、市民福祉課、社協羽黒福祉センターと協力し相談を受け付ける。</p> <p>・複雑で多問題等を抱える相談に対しては、それぞれの担当機関と情報の共有を図り、役割を明確にし、場合によっては協働で支援にあたる。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①社会福祉士資質向上研修会の開催	年1回	<p>・専門職の資質向上研修等に参加し、権利擁護の制度を理解する。</p> <p>・虐待発生時は市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きに沿って関係機関と連携しながら迅速に対応する。</p> <p>・介護予防講座において、消費者被害防止について啓発する。</p>	<p>開催時</p> <p>発生時</p> <p>開催時</p>
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	<p>①介護支援専門員の相談窓口の設置</p> <p>②介護支援専門員スキルアップ研修の開催</p> <p>③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催</p> <p>④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援</p> <p>⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援</p>	<p>随時</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>随時</p> <p>通年</p>	<p>・介護支援専門員の相談については、随時対応し課題解決に向けて支援する。</p> <p>・支援困難事例は地域ケア個別会議を開催し、関係機関と連携をとりながら介護支援専門員の支援にあたる。</p>	<p>通年</p> <p>発生時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認	随時・通年	一人暮らし、高齢者世帯の訪問時は緊急連絡カードを確認する。	通年
		②地震、風水害などの災害時の支援		・災害時に備え、要援護者台帳の整理を行い地域の避難場所や避難道路の確認を行う。防災マップは常時事務所に備える。	通年
				・庁舎総務企画防災担当者と情報交換し、災害発生時の役割を確認する。	年1回

平成30年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名: 地域包括支援センターあさひ 管理者名: 難波 琴

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 随時 年1回 年2回 年度内	○各種の研修会に積極的に参加し資質向上を図る。 ○相談にはチームで関わり、必要時は関連機関と連携し適切な対応ができるよう努める。 ○市の運営方針をもとに市との情報共有・確認を行いながら事業・活動を進めていく。 ○さまざまな機会・方法で地域包括支援センターの周知活動を継続する。 ○各職員が業務上の目標を設定し年間を通し取り組む。	随時 随時 随時 随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。 また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等の内部研修 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)	随時 随時 随時 定期 随時	○要支援認定者・事業対象者への自立支援に向けた適切なケアマネジメントを実施する。利用者本人が主体的に目標達成にむけ取り組めるよう継続した支援を行う。 ○サロン立ち上げの支援、また健康教室やサロン等とタイアップした介護予防の啓発を行う。同時に地域の実情把握も行う。 ○自立支援型地域ケア会議に参加しマネジメント力の向上を目指す。 ○地域の実情に合わせながらいきいき100歳体操の普及に取り組んでいく。	随時 随時 随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
3. 認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症カフェの開催</p> <p>⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施</p> <p>⑦認知症初期集中支援事業の開催</p> <p>⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか</p> <p>⑨つるおかオレンジ手帳の活用</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年4回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>〇小・中学生ほか広い年代を対象に認知症サポーター養成講座を開催する。</p> <p>〇「であいふれあい教室」等さまざまな機会に認知症関連事業の周知・PRを行う。また介護者支援として活用できる事業への参加の勧奨に努める。</p> <p>〇認知症の相談にはケアパスを活用したり認知症関連事業の紹介を行うとともに必要時は関連機関と連携しながら早期に適切な支援につなげられるように対応する。</p> <p>〇昨年実施した認知症カフェを引き続き開催するとともに、コミセンへの出前カフェなど、地域に合った開催のしかたを検討し発展させていく。</p>	<p>3回 + α</p> <p>通年</p> <p>随時</p> <p>2回 + α</p>
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催</p> <p>②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催</p> <p>③医療と介護の連携推進企画会議の開催</p> <p>④医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>4/20</p> <p>随時</p> <p>年2回</p>	<p>〇連絡調整会議を毎月開催し、地域の情報等を各関係機関と共有する。また支援が必要なケースについて検討会を行なう。必要時、地域ケア会議につなげる。</p> <p>〇随時地域ケア個別会議を行い、個別の課題解決を図るとともに地域の課題の把握に努める。</p> <p>〇今年度も情報交換会を継続して開催する。また、より発展させた形で地域ケアネットワーク会議を企画・開催し、多職種と協働し地域の支援体制作りにつなげていく。</p> <p>〇地域ケア推進だよりを発行し、チームの周知を行うとともに地域との関わりに役立てていく。</p>	<p>通年</p> <p>随時</p> <p>通年</p> <p>年2回</p>

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	<p>①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>○関係機関とは常に連携し、各種相談には迅速・適切に対応する。</p> <p>○民生委員定例会議に参加し情報共有を行なう。また個別に連絡・相談等を行うことで連携を深め、潜在している問題等の発見にもつなげていく。</p> <p>○地域に出向いたりさまざまな事業等を通したりしてあらゆる機会に地域包括支援センターの周知をはかり、また情報の収集も行う。</p>	<p>随時</p> <p>毎月</p> <p>随時</p>
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①社会福祉士資質向上研修会の開催	年1回	<p>○各研修会に参加・協力したり関係機関と情報交換して知識を身につけていく。</p> <p>○関係機関との連携や対応等を随時確認し迅速に動いていく。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	<p>①介護支援専門員の相談窓口の設置</p> <p>②介護支援専門員スキルアップ研修の開催</p> <p>③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催</p> <p>④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援</p> <p>⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援</p>	<p>随時</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>随時</p> <p>通年</p>	<p>○介護支援専門員の相談には随時対応し解決に向けて支援していく。</p> <p>○担当地域の居宅介護支援事業所と定期的に連絡会を開催し連携を強化するとともに介護支援専門員の資質向上に取り組む。</p> <p>○支援困難事例については関係機関と連携しながら対応、必要時は地域ケア会議を開催する。</p>	<p>随時</p> <p>毎月</p> <p>随時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業		
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年 ○マニュアルの整備と緊急時台帳の随時更新。 ○要援護者の把握とマップ作成、各地域の防災体制や支援体制の把握。 ○災害時の要援護者の情報提供、安否確認、支援	随時 随時 随時

平成30年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターあつみ 管理者名： 本間久美子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施</p> <p>②センター職員の相談支援体制の整備</p> <p>③地域包括支援センターヒアリング</p> <p>④地域包括支援センター運営協議会の開催</p> <p>⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>年1回</p> <p>年2回</p> <p>年度内</p>	<p>○包括全体研修やその他包括関連研修等に積極的に参加するとともに、法人の運営方針に沿った目標設定や委託業務運営活動計画を確認しながら、目標達成するため自己研鑽に努める。</p> <p>○温海庁舎市民福祉課、温海福祉センターとの協力体制を確認し、相談支援体制を整える。</p> <p>○地域行事や介護予防講座、会議の場を利用し、パンフレットやチラシなどを活用し広く周知を図る。</p>	随時
2. 介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施</p> <p>②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大</p> <p>③保健師等の内部研修</p> <p>④自立支援型地域ケア会議の開催</p> <p>⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>定期</p> <p>随時</p>	<p>○適切なアセスメントや地域資源の活用ができていないか定期的に確認する。</p> <p>○関係機関と連携し通いの場づくりの自主的な継続に向けた支援も含め介護予防の啓発を図る。</p> <p>○研修・会議等で職員全員が情報を共有し、制度の理解を深める。</p> <p>○自立支援や社会参加に必要な資源情報、また専門職種よりの助言を受け支援を検討する。</p> <p>○総合事業のケアマネジメントの適正な実施へ向けて内部研修、伝達を行う。</p>	随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3. 認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症カフェの開催</p> <p>⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施</p> <p>⑦認知症初期集中支援事業の開催</p> <p>⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか</p> <p>⑨つるおかオレンジ手帳の活用</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年4回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>○地域に応じた認知症研修会等を実施し、地域住民の認知症の理解促進を図る。</p> <p>○認知症を理解する教室や認知症カフェの周知を行い、認知症の方と介護者の支援を行う。</p> <p>○徘徊SOSネットワークとの連動や物忘れ相談区の周知と共に、連絡箋による早期受診の勧奨とスムーズな相談対応を行う。</p>	随時
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催</p> <p>②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催</p> <p>③医療と介護の連携推進企画会議の開催</p> <p>④医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>4/20</p> <p>随時</p> <p>年2回</p>	<p>○地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーター、関係機関との連携、及び地域課題の把握と情報共有に努める。</p> <p>○地域個別ケア会議は多職種連携を図りながら、課題の早期解決を図る。</p> <p>○把握した地域課題等を集約し、暮らしやすい地域づくりを構築するためフィードバックする。</p>	随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実に努める。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○支援困難ケースの検討会議の開催など対応力の向上を図る。 ○民協定例会や地域の関係組織との連携から、要援護者の情報共有や個別の支援を行う。 ○各種パンフレットやチラシを活用し、地域活動や関係機関を通じて周知を行い、潜在している要援護高齢者を早期に発見し適切な支援につなげる。	随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①社会福祉士資質向上研修会の開催	年1回	○社会福祉士による事例の内部検討会にて、専門職としての資質・対応力の向上を図る。 ○介護予防講座や健康教室等事業にて、高齢者虐待防止や消費者被害防止等について周知を行う。	随時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	○あつみ管内の居宅介護支援事業所、小規模多機能事業所訪問を実施する。 ・介護支援専門員の相談窓口の周知 ・ケアプラン点検実施状況の確認 ・支援困難事例マニュアルの活用周知 ・総合支援事業に関する助言 ・鶴岡市福祉サービス紹介等 ○介護支援専門員スキルアップ研修と居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上の企画運営を行い資質向上を図る。	随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
8. 災害時要援護 高齢者の把握と 救援支援	地域防災組織等で作成する要 援護高齢者の災害時避難支援 体制・救援体制について情報 収集し支援する。	①災害時避難場所の周 知と避難支援体制の確 認 ②地震、風水害などの災 害時の支援	随時・ 通年	○各地域、自治会等の防災体制及び 支援体制を把握する。 ○地域の実情に合わせて関係機関と 連携し、災害時の要支援者等を把握 し情報共有を図る。	随時